



# 大津市公報

平成 24 年 6 月 25 日  
号外 (第 35 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
条 例	
35 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例.....	1
36 大津市市税条例の一部を改正する条例.....	1
37 大津市手数料条例の一部を改正する条例.....	1
38 大津市立森林キャンプ村条例の一部を改正する条例.....	2
39 大津市ガス供給条例の一部を改正する条例.....	2
40 大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例.....	2
41 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例.....	3
42 大津市火災予防条例の一部を改正する条例.....	3

## 条 例

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成24年 6 月25日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第35号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成23年条例第48号）の一部を次のように改正する。  
第2条第9号イ中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第27号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

大津市市税条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成24年 6 月25日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第36号

大津市市税条例の一部を改正する条例

大津市市税条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第40条の3第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

#### 附 則

- この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 改正後の第40条の3第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成24年 6 月25日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第37号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第15項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「子宮がん検診」を「子宮頸がん検診」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次

の 1 号を加える。

胃がんリスク検診 1 件につき 1,300 円

#### 附 則

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 15 項の改正規定中「子宮がん検診」を「子宮頸がん検診」に改める部分は、公布の日から施行する。

大津市立森林キャンプ村条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 24 年 6 月 25 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第 38 号

大津市立森林キャンプ村条例の一部を改正する条例

大津市立森林キャンプ村条例（昭和 62 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「別表に掲げるバンガロー等の施設」を「森林キャンプ村のバンガロー、テント又はテニスコート」に、「第 7 条」を「第 9 条」に改め、「者（以下）」の次に「同条を除き、」を加え、同条第 2 項第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

第 4 条（見出しを含む。）中「利用料金」を「バンガロー等の利用料金」に改める。

第 11 条を第 13 条とし、第 7 条から第 10 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 6 条中「利用料金」を「バンガロー等の利用料金及びグラウンドゴルフコースの利用料金」に改め、同条を第 8 条とする。

第 5 条（見出しを含む。）中「利用料金」を「バンガロー等の利用料金」に改め、同条を第 7 条とし、第 4 条の次に次の 2 条を加える。

（グラウンドゴルフコースの利用料金）

**第 5 条** 森林キャンプ村のグラウンドゴルフコースを利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「グラウンドゴルフコースの利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 グラウンドゴルフコースの利用料金の額は、1 人 1 回につき 310 円を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 グラウンドゴルフコースの利用料金は、指定管理者の収入とする。

（グラウンドゴルフコースの利用の制限）

**第 6 条** 指定管理者は、グラウンドゴルフコースを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒否することができる。

公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

グラウンドゴルフコースの施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。

その他グラウンドゴルフコースの管理上支障があると認められるとき。

別表中「第 3 条、」を削る。

#### 附 則

1 この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 5 条第 2 項の規定に基づく指定管理者がグラウンドゴルフコースの利用料金を定めるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 24 年 6 月 25 日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第 39 号

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例

大津市ガス供給条例（昭和 52 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「第 17 条第 6 項」を「第 17 条第 11 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年6月25日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第40号**

大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例

大津市立幼稚園保育料等に関する条例(昭和36年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 前項に定めるもののほか、預かり保育(教育課程に係る教育時間以外の時間帯における保育をいう。以下同じ。)を受ける者の保護者から徴収する保育料の額は、次の各号に掲げる預かり保育の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

子育て支援型預かり保育(園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、教育課程の教育時間の終了後において、保護者の希望に応じて実施する預かり保育をいう。) 預かり保育を受ける日1日につき300円(1日において預かり保育を受ける時間が2時間を超える場合にあっては、その超える時間2時間までごとに300円を加えた額)

就労支援型預かり保育(教育課程の教育時間の開始前及び終了後並びに大津市立幼稚園の夏季、冬季及び学年末等における休業日において、保護者の就業状況その他家庭の状況等を考慮して特に必要があると認められる園児に対し、保護者の希望に応じて実施する預かり保育をいう。) 月額15,000円(月の途中から預かり保育を受け、又は月の途中で預かり保育を受けないこととなった場合における当該月については、それぞれ1月とする。)

**附 則**

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年6月25日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第41号**

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第21号の表大会議室の項及び中会議室の項を次のように改める。

	円	円	円
第 1 会 議 室	1,120	1,120	1,400
第 2 会 議 室	1,120	1,120	1,400

別表第21号の表小会議室の項中「小会議室」を「第3会議室」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の別表第21号の規定は、この条例の施行の日以後の大津市立逢坂公民館の会議室等の使用に係る使用料について適用し、同日前の大津市立逢坂公民館の会議室等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年6月25日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第42号**

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例(昭和37年条例第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「付則」を「附則」に改める。

「付 則」を「附 則」に改め、附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の4項を加える。

(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準等の特例)

- 2 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成23年政令第405号。附則第5項において「改正政

令」という。)による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの(以下この項から附則第4項までにおいて「新規対象」という。)のうち、第32条の2第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

3 新規対象のうち、第32条の2第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号イの規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。

4 新規対象のうち、第32条の2第2項第1号から第8号まで、第32条の3の2(第3号を除く。)又は第32条の4第2項(第1号、第11号及び第12号を除く。)に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が附則第2項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの届出に関する経過措置)

5 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

#### 附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。